

上田地方における

公共図書館史(上)

平野 勝重

はじめに

わが国に初めて西欧の図書館の様子を伝えたのは福沢諭吉であった。慶応2年、福沢は『西洋事情・巻の一』を発表したが、その中で「文庫」について次のように書いている。

「西洋諸国の都府には文庫あり、「ビブリオテーキ」と言ふ。日用の書籍、図書等より古書珍書に至る迄、万国の書皆備り、衆人來りて随意に之を読むべし（後略）」

幕末までの日本の文庫は書籍等の保存を目的とした閉鎖的、特権的な施設であった。したがって「衆人來りて随意に之を読む」という公共的性格をもつビブリオテーキ(Bibliothek)の存在は、従来の文庫とは異なった近代図書館思想として移入された。

明治5年、文部省は東京湯島の博物館内に書籍館を開設した。この書籍館は現在の国立国会図書館の前身であり、わが国における最初の公共図書館であった。

長野県に図書館の設置が始まったのは明治24年頃からで、開智書籍館(松本)、北山図書館(諏訪郡)、南箕輪図書館(上伊那郡)などが開設している。

本県における公共図書館の史的解明は、ほとんど行なわれていないので明治、大正、昭和(戦前)の図書館活動の実態は明らかでない。

このことは、わが国の図書館研究にとっても残念であるばかりでなく、図書館の将来を展望し地域のための有効な図書館計画を立案するうえにもマイナスとなっている。

本稿は、明治以降における図書館の実態を上田地方に限定して究明しようとするものである。ここでいう上田地方とは上田市に合併した旧村を範囲とし、対象となる図書館は市立図書館、村立図

書館、青年会図書館などである。

I. 上田市立図書館

(1)

公共図書館を求める意見

信濃教育会員図書館縦覧所が長野に開設したのは明治25年6月であったが、その頃から上田地方にも書籍縦覧所(図書館)の設置を望む声が聞かれるようになる。「上田郷友会月報」(明治25年5月号)において無濁居士は次のように言っている。

「書籍縦覧所の世上に功益を與ふることは余が秃筆を揮ふて蛇足を添ふるを待さず世人既に認めて定論あり」と述べ、具体的には上野尚志文庫を設立して「漸次規模の拡張」を希望している。建物は「假りに今回再築の旧明倫堂を以て充つる事」と提案した。

しかし「(書籍縦覧所)の如き不急なる事業は起すべきときにあらず、時世を知らざる迂闊論なりとして或は放斥せらるるの不幸に遇はん」と彼自身が予測していたとおり、この書籍縦覧所は実現していない。

雑誌「信州文壇」が上田の信州文壇社によって創刊されたのは明治36年2月であった。その創刊号の読書欄に「信州文壇を御発行になったら、上田町に一つの図書館を設立する事を鼓吹せられむことを主筆白茅先生に御願ひ申します」という投書が掲載されている。

日露戦後は全国に戦争記念文庫(図書館)が数多く創設されたが、上田中学でも明治38年に校友会附属日露記念文庫が開設した。この文庫は校友会々員に限って公開したが、一般公開を望む声もあった。

文庫を「公開するは容易ならざる困難事にして到底金と時と人との三者に待たざれば不可能なり

と雖ど、毎月一回、或は二回公開、一般の閲覧を許してほしいというものであった。(「上田郷友会月報」明治38年9月号。柿堂生)。

明治記念館の建設

大正元年11月、上田男子小学校同窓会は「明治記念館設立趣意書」を配布し、同館の建設運動を開始した。

趣意書によれば明治記念館の設立には次の目的があった。その第1は明治天皇の「御聖徳ヲ永遠ニ記念シ奉ツル」ことであり建物の名称もそこにある。第2に「功労者、篤志家、偉人、軍人、孝子節婦ノ肖像、遺物、遺墨、及ビ戦時記念品其ノ他ノ記念物参考品等ヲ陳列」するためのものであり、第3に図書室、図書閲覧室を設けて「町民殊ニ青年男女ニ読書研學ノ便益ヲ與ヘ」、談話室は「青年ノ会合若クハ公共的事業ニ使用」させることにあった。

第3の目的については「社会一般ノ趨勢ニ照シテ図書館ノ設立ノ如キハ当町ノ早晚企図スベキ必要事」とも述べており、明治記念館の中の図書室閲覧室ではあるが、同館の機能を図書館とも規定しているのである。(この建物の名称は当時、上田記念図書館、明治記念図書館などと呼ばれており一般には図書館と理解されていた)。

大正4年10月に、同館建設のための寄附金の予約高が約8000円となり、払込額も1600円を超えたため、上田男子小学校内で明治記念館仮開館式が行なわれた。その後、大正6年に寄附金払込額が約6000円となり敷地も内定し着工のめどが立ったが、翌7年10月、上田男子小学校に火災があり、唱歌室2階に保管されていた明治記念館図書室用の図書数千冊が焼失した。

同館の竣工年月日は不明であるが、大正10年頃と推定される。しかし明治記念館として運営されたことはなかったようで、建物の完成後も「唯だそのまま草茫々たる裡に突立たせ、戸は閉鎖したままで誰れ出入する者もなく、蜘蛛の巣づくふに委かせ置きたる」という状態であったが、「アレヤコレヤ手違ひを生じトテも始末がつかぬ所より仕方なしに之を市へ擔ぎ込」んだという。(「上田郷友会月報」大正14年10月号。万峰)

「市へ擔ぎ込」んだというのは、この建物を上田

市に譲り渡したことを指している。大正11年7月21日の市議会々議録にも「図書館ノ如ク跡始末ヲ見サル様注意サレタシ」という市会議員の発言が見られる。

(2)

上田市立図書館の設置

大正11年7月21日、上田市長細川吉次郎は「図書館建物譲受ノ件」(議案第118号)を市議会に提出した。これは上田市大字上田字新参町5470の1同番2(現大手町)にある明治記念館を上田男子小学校同窓会から、3000円で譲り受けたいとするものであった。

市長の提案は議員全員の賛成で議決された。なお大正12年3月9日には、図書館設置の議決があり、同年3月14日、長野県知事本間利雄に次のような図書館設置認可の申請を行ない、4月18日に認可があった。

- 1, 名称 上田図書館
- 2, 位置 上田市大字上田字新参町5470番の1
- 3, 経費 (大正12年度)
 - (1) 給料 書記給料 300円
 - (2) 需要費 備品費1,132円(図書購入費、書架、机、椅子、其ノ他器具代) 消耗品費 150円
 - (3) 修繕費 150円(建物小破修繕費)合計 1,723円
臨時費
 - (1) 書庫及附属物建築費 3,820円
維持ノ方法 将来市費ヲ以テ経営ス
図面 別紙ノ通り
- 4, 敷地建物ノ坪数
敷地 227坪
建物 階下58坪5合4勺。階下43坪5合
書庫ハ前記坪数ニ算入セズ。大正12年度
ニ入レバ2間半ニ3間半2階建ノモノ直
ニ建築ノ予定
- 5, 開館年月日 大正12年5月1日
- 6, 館則
 - 第1条 本館ハ汎ク図書雑誌類ヲ蒐集シ一般公衆ノ閲覧ニ供ス
 - 第2条 年齢満12歳以上ノ者ハ本館図書ノ閲覧

- ヲナスコトヲ得、但シ館内ノ秩序ヲ紊シ若クハ静肅ヲ害スル慮アリト認ムル者伝染病若シクハ其疑アリト認ムル者ハ入館ヲ許サズ
- 第3条 本館ハ左ノ時限ヲ以テ開閉ス但シ時宜ニ依リテ伸縮スルコトアルヘシ
1月ヨリ2月マデ 午前9時ヨリ午後4時マデ
3月ヨリ10月マデ 午前8時ヨリ午後5時マデ
11月ヨリ12月マデ 午前9時ヨリ午後4時マデ
- 第4条 本館定期ノ休日ハ左ノ通りトス但シ臨時ノ休日ハ其時々掲シス
歳首1月1日ヨリ5日マデ
紀元節 天長節 天長節祝日
歳末12月26日ヨリ31日マデ
毎週月曜日 祭日ノ翌日
- 第5条 本館ノ図書閲覧ハ無料トス
- 第6条 図書ヲ閲覧セムトスルモノハ閲覧表ニ指定ノ事項ヲ記入シ図書ヲ借受ケ退館ノトキ之ヲ返納スヘシ
- 第7条 閲覧図書ノ員数ハ1人ニ対シ1時ニ3種10冊以内トス
- 第8条 閲覧中暫時タリトモ閲覧室外ニ出テムトスルトキハ1時借り受ケタル図書ヲ係員ニ渡シ置クヘシ
- 第9条 閲覧中ハ左記各号ヲ遵守スヘシ
1 閲覧ハ必ず閲覧室ニ於テスヘシ
2 図書ハ鄭重ニ取扱フヘシ
3 閲覧室ニ於テハ音読、談話、喫煙、其他喧騒、乱雑ナル行為アルヘカラズ
4 机、椅子等猥ニ移動スヘカラズ
5 閲覧ニ関スル掲示及ビ係員ノ指示ニ違背スヘカラズ
前各号ニ関シ係員ニ於テ注意ヲ与フルモ尚従ハサルモノハ退館セシム
- 第10条 故意ト過失トヲ問ハス借受ノ図書ヲ紛失又ハ毀損シタルトキハ同一ノ図書若クハ相当ノ代価ヲ弁償セシム
- 第11条 本館ニ於テ適当ト認メタル本市在住者ニシテ金1円ヲ納ムルトキハ図書携出券ヲ交付ス
- 携出券ハ譲リ渡シ又ハ貸シ渡シヲナスコトヲ得ズ
第1項ノ納金ハ納入後何等ノ理由アルモ返付セズ
- 第12条 携出券ノ有効期間ハ交付ノ日ヨリ満半ケ年トス
- 第13条 携出券ヲ失ヒタルトキハ直ニ本館ニ届出テ再渡シヲ求ムヘシ但シ此場合ニハ手数料金10銭ヲ納付セシム
- 第14条 図書ヲ携出セムトスルモノハ携出券ヲ該図書ニ添ヘ係員ニ申出スヘシ
- 第15条 図書ノ携出期間ハ10日間トス
期間内ニ返納セサルモノハ次ノ貸出期間ハ前ノ遅延日数ダケ減縮ス
- 第16条 期間ニ返納セザルニヨリ督促ヲナンタル場合ニハ1回ニツキ督促手数料金5銭ヲ徴集ス
- 第17条 左ノ各項ニ該当スルモノハ携出セシメサルモノトス
1 貴重ノ図書若クハ之ト同様ノ取扱ヲナスモノ
2 辞書類
3 雑誌
4 新刊図書ニシテ備付後2ヶ月以内ノモノ
- 第18条 図書ヲ本館ニ寄贈セムトスルモノハ図書名、員数、価格、住所、氏名ヲ申出テ本館ノ承認ヲ得タル後現品ヲ提出スヘシ
寄贈ニ要スル費用ハ寄贈者ノ負担トス但シ時宜ニ依テ館費ニテ支出スルコトアルヘシ
- 第19条 前条ニ依リテ寄贈アリタル図書ハ寄贈者ノ氏名、寄贈ノ年月日ヲ標記スルモノトス
- 第20条 第18条ニ依ラス隨時寄贈アリタル図書ハ適宜ノ処置ヲナス
- 第21条 公衆ノ閲覧ニ供スル目的ヲ以テ本館ニ図書ノ委託セムトスル者ハ図書名員数、住所、氏名ヲ申込ミ本館ノ承諾ヲ得タル後現品ヲ送付スヘシ
委託ニ要スル費用ハ委託者ノ負担トス但シ時宜ニ依リ館費ニテ支弁スルコト

アルヘシ

第22条 委託図書ハ本館ノ図書ト同一ノ取扱ヲ
ナスモノトス
但シ携出ハ委託者ノ承諾シタル図書ニ
限ル

第23条 委託図書ニシテ避ルベカラサル災害ニ
ヨリ損失スルモ本館ハ其ノ責ニ任セ
ス。

大正12年5月1日、上田市立図書館は開館した。館則の第1条に見られるように、図書等は一般公衆に公開されることを目的としており、上田地方における本格的な図書館の出現であった。

館則の第5条には「図書閲覧ハ無料」と規定されており、公共的性格を明確にしている。さらに休館日が月曜日（第4条）であり、土曜、日曜を開館日としていることは市民の余暇利用施設としての認識がなされていたといえよう。

しかし「図書携出」（館外貸出）は有料でありその実施は大正14年であったこと、図書館利用者に対する第9条のような規則など、全体としては管理的、拘束的な考えによって館則が定められている。なお、この館則の立案にあたっては、高田図書館、信濃図書館、長岡互尊文庫、神戸市立図書館、宮城県立図書館のそれを参考にしている。

図書の購入にあたっては上田市長名で、東京日比谷図書館長今沢慈海に「如何ナル図書ヲ購入スレバ時代ニ応ジタル設備ト相成ルヤ」と「指導」を依頼した（大正12年3月12日）。

これに対して今沢は「御来旨の基本図書目録は近日中新刊図書増訂の上御手元まで差上げ可申候」と答え、一般図書700冊（約1940円）児童用図書120冊（約200円）の目録を送ってきている。

上田市ではこの目録を「基本トシ小学校長ノ意見ヲ求メ尚大正12年度予算ヲ願慮シ」（大熊助役・大正12年5月2日）図書を購入した。

大正12年度の図書費約560円は低額すぎると「一般市民からの非難の声が高かった」という（「上田郷友会月報」大正13年2月号）。なお翌年度の図書費は1000円に増額されている。

「開館当時の大正十二年は蔵書は僅かに一棚にあった三百余冊、来館者は一日平均十四、五名、これでも市立の図書館か位であった」（「館報」21

号〈回顧拾年〉）という状態でのスタートであったらしい。

(3)

館外貸出の開始

図書の館外貸出は大正14年11月1日から始められた。この業務がそれまで行なわれなかったのは「図書館内の整理と蔵書の少なさ」（「館報」1号）がその理由であった。

館外貸出は「帯出閲覧」とよばれ館則第11条から16条によって行なわれた（館則は開館当初に定められたものが部分的に改正されている）。

図書帯出券は6か月間で1円、1回2冊10日間の期限で貸出しが行なわれ、期限内に返納をしなかった時の督促料は5銭であった。

館外貸出を始めて1か月後には「希望者多数ノ為メ」（帯出券交付人員38名、貸出図書186冊）さらに次のように制限しなければならなかった。

1、市内在住者に限る。市外は特別に取扱う。

1、当分の間、帯出し得べき図書は1冊ずつ。

（「館報」3号）

館外貸出は日を追って増加し、2か月後には、65名帯出券の交付をうけ、568冊の図書が貸出された。「1冊の図書10日間の閲覧期限を平均3日位で読了しては返される、過去2か月間に多きは30余冊を読まれた読書子さへある「館報」4号」という状況であった。

市民の要望と図書館員の意見

図書館に対する市民の要望として「上田郷友会月報」（大正14年10月号）は次の文章を掲載している。

「我地方に關係の事柄を記載した図書は勿論のこと、我地方在住の者、若くは我地方出身の人の著した図書は、其種類の何たるを問はず、漏れなく之を蒐集して永く保存する様にして貰ひたい。（中略）青年読書子などは左様な図書には目を触れず随て唯書庫に寝かして置くに過ぎぬかも知れぬが、多年の後には之れが又何かの参考として必要を感ずる場合もあろう、其場合に其れを提出し得るのが即ち地方図書館の本能と言っても宜しい」（万峰）。

これは地域に関する資料の収集、保存、提供の

必要性を述べたものであり、今日においても傾聴に価する意見である。

また、死蔵している個人の蔵書は図書館へ寄贈するとともに「郷里の諸君にして、図書を著述出版せられたる場合には1部又は是非郷里の図書館へ寄贈せらるる様有り度いものである(「上田郷友会月報」大正14年11月号。柏堂)という提案もなされている。

小県郡神川小学校長を退職した岡崎袈裟男が司書として図書館に勤務するようになったのは大正14年8月1日からである。

彼は「上田郷友会月報」(大正15年3月号)に「上田市図書館より」という文章を発表している。当時、図書館の責任者であった彼の考えは、そのまま図書館の運営方針と見てよいであろう。

「図書館は社会教育上一重要機関で今日の学校教育の効果を全うする為めには完全な図書館の設備を必要とする」と岡崎司書は述べている。しかし、「現在社会は動もすれば図書館を以て僅少な1部読書子の専用として冷眼に看過して居るのを歎ぜざるを得ない」と言い、図書館の現実学校教育にくらべると「明治14、5年前後の状態であると憂いている。

上田市立図書館の「僅かに五千の蔵書是れも前年度に比べると大なる増加である寄贈の図書が多かったため殆んど二倍以上の冊数となった」と彼は書いている。

つまり大正14年度においては蔵書が約5000冊となりその半数が市民からの寄贈図書であったことがわかる。このことは上田市立図書館を地域の人々が積極的に援助し支えようとしていた証拠ではないだろうか。

しかし岡崎は先の文に続いて「今後数年の後は名実相当のものに達せしむる必要を痛感する」と言っており、蔵書の内容にいささかの不満があったものと思われる。

「読書子の一般希望に迎合する様な書ばかり蒐むれば図書利用の点はさることながら図書館の標準品位を低下する恐るべき傾向を否定することが出来ない」

彼はこのような見解のうえに立って、図書の選択については「現在に於ける利用は認められずとも古今に亘って動かざる価値のある図書は許す限

り購入したい」としている。

教育者であった岡崎が図書館の現場で苦悩している様子がわかる。ここに語られていることがらは今日もなお論議を必要としている。

読書の傾向

大正14年7月の図書貸出冊数は男865冊、女328冊。8月は男1081冊、女333冊であった。分類別では第1門(書目、事典、叢書、随筆、雑誌)が最も多く、2か月で1065冊であった。次に第3門(文学、語学)の752冊となっている。児童図書は52冊、郷土誌料は16冊と少なく、最少は第7門(産業、農工商、交通)の9冊となっている。

商議員の囑託

大正15年3月、館則の改正により図書館の「経営=関シ諮問」を行なうため市長が商議員を囑託した。

三吉米熊、成沢伍一郎、浅井敬吾、飯島保作、針塚長太郎など19名の商議員は4月14日、第1回の会合を行ない「図書の選択其他経営上に関する二、三の懇談」を行ない、「今後毎月第一土曜日の午後三時を例会日」とすることをきめている。

上田市民大学講座など

上田市民大学講座は図書館の「附属事業」として3期3か年継続とし、年6回、毎週土曜日の午後7時からと、翌日の午前・午後に講義が行なわれた。開講は大正15年度からである。

経済、文学、政治、社会問題、哲学、法律、科学などの各分野にわたって講義があり、聴講者は毎回100名ほどであった。田中穂積「現時の社会思想」、金子馬治「カント哲学の精神」、吉江孤雁「文芸の本質」などがその内容であり、受講料は年額3円となっている。

このほかに図書館を会場として星の研究会、上田劇研究会などの会合や、写真展覧会、山岳写真展覧会、古書珍本展覧会などが催されている。

なお大正末期までに長野県下に設置された公立図書館は55館(市立2館、町立8館、村立45館)、私立図書館は160館(青年会図書館等)であった。

(4)

巡回文庫の実施

巡回文庫は昭和3年6月から実施された。「巡回文庫規定細則」によれば、この「文庫」は「特種ノ団体ニ限り文庫一個ヲ一定ノ期間貸付スル」というもので、貸出期間は3か月以内とし、一文庫は40冊以内とされている。

初年度には5団体（新田青年・処女会、横町青年・処女会、川原柳町双葉会、柳町下紺屋町青年会、上房山幸町青年・睦・昭和会）に配本したが翌年度には12団体に増加している。（中之条、小牧、西脇、御所、諏訪形、北大手の各青年・婦人会が加わった）。

昭和4年度の巡回文庫会員は4213人で図書の利用冊数は4723冊であった。会員の内訳は農業1741人、婦人437人、商工業373人、学生335人、銀行会社社員122人、教員宗教家120人、官公吏軍人85人である。

分類別の貸出冊数は文学・芸術・語学2755冊、法律・政治・経済・財政325冊、教育・哲学365冊などとなり、工学・軍事が最も少なく64冊であった。

昭和7年度からは巡回文庫の利用方法を改め、連合青年団から委員を選出し「全部図書を一所に蒐め、図書の分類、貸出等の世話を見る」という利用者の自主的な運営に委ねることになった。団体利用は22となり、連合青年団幹事長と文芸部が中心となって委員や市内11区の文庫係と運営にあたった。

昭和7年度の利用状況

昭和7年度の閲覧人員は69,268人で1日平均218人であり、その約7割は学生・生徒で、社会人はおよそ3割であった。

「学生が一番多いのは全国的の現象であるが通俗図書館本来の立場から見て学生以外の方の多数の来館を切望せざるを得ない」（「館報」21号）というのが図書館側の立場であった。また「図書館は学校教室の延長とか、学者の研究室、閑人の読書室と考へらるる人がありとすれば余りに誤解ではないでしょうか、今日民衆本位の図書館はモットモット普遍性を帯びて実生活に即した関係を一層密接せしめねばならない。読書即生活にまで巡回

文庫と館外帯出閲覧に市民大衆の活用を望まねばならない」（「館報」21号）と述べている。

一般市民の図書館に対する誤った理解があり、そのような状況のなかで「民衆本位」の図書館とするための方法が館外貸出の伸長にあることを図書館側は確認しているのである。しかし「モットモット普遍性を帯び」るのには、どうあるべきかを具体的に示してはいない。

巡回文庫や館外帯出閲覧の活用を望むのならばなによりもまず、購入図書の選択に「普遍性」がなくてはならない。つまり、より多くの市民に親しまれる図書を積極的に収集する必要がある。昭和7年10月から8年3月までに購入した図書について内訳をみると次のようになっている。

総数は335冊で「歴史・地誌・伝記」の50冊が部門別で最も多く、「教育」45冊、「文学」41冊、「経済・財政・統計」26冊、「軍事」23冊、「郷土資料」22冊の順で、その他は「理学・医学」「法律・政治」などである。

「教育」書では、「昭和公民読本」、「実業読本」などが社会教育に分類される図書で、その他は、「帝国大学入学提要」「大阪工業大学一覧」などの受験生用の参考書が大部分を占めている。

「文学」書は、長田幹彦「緑衣の聖母」、加藤武雄「孔雀船」、谷崎潤一郎「近代情痴集」などが一般的な読み物であり、その他は「花月草紙」「山家集」「漢文問題集」などが多く、やはり学生の参考図書類が目につく。

他の部門においても全体として専門的、学術的な図書が多い。短い期間に購入した、わずかな書物をもって全体の蔵書構成を判断することはできないが、多くの市民に親しまれる図書の購入が積極的に行なわれていたとは言い難い。

改正図書館令前後

昭和8年6月30日、勅令第175条により図書館令が改正された。改正の主な目的は中央図書館制度の確立であった。

第10条 地方長官ハ管内ニ於ケル図書館ヲ指導シ其ノ聯絡統一ヲ図リ之ガ機能ヲ全カラシムル為文部大臣ノ認可ヲ受ケ公立図書館中ノ一館ヲ中央図書館ニ指定スベシ

中央図書館ノ職能ニ関シ必要ナル事項
ハ文部大臣之ヲ定ム

長野県においては県立長野図書館が中央図書館に指定された。このことについて県立長野図書館長乙部泉三郎は「農村図書館経営の手引」（県立長野図書館発行・昭和9年3月）において次のように述べている。

「更に注意すべき事項は中央図書館の規定でありまして、今迄各地各種の図書館が勝手に活動して居たのを中央図書館を設けてその指導連絡の機関とした事であります。即ち図書館に対して遅延ながらも組織を附与した事であります。地方農村図書館は遠慮無く中央図書館に対して各種の相談を持たむもよし、図書の貸出を申込むもよし」

図書館令施行規則(昭和8年7月26日改正)によれば中央図書館の役割は次のように定められている。

第7条 中央図書館ニ於テハ凡ソ左ノ事項ヲ実施スベシ

- 1 貸出文庫等ノ施設
- 2 図書館経営ニ関スル調査研究及指導
- 3 図書館書籍標準目録ノ編纂頒布
- 4 図書館ニ関スル機関紙類ノ発行
- 5 図書館ニ関スル研究会、協議会、展覽会等ノ開催竝ニ其ノ開催ノ斡旋
- 6 図書及図書館用品ノ共同購入ノ斡旋
- 7 郷土資料ノ蒐集其ノ他適当ナル附帯施設
- 8 前各号ノ外図書館ノ指導連絡統一上必要ナル事項

第9条 地方長官ハ図書館員又ハ図書館員ヲラントスル者ノ為必要ナル教習施設ヲ中央図書館ニ附設スルコトヲ得

この改正図書館令にともなって長野県学務部長は、昭和9年7月12日「図書館令施行細則実施ニ関スル件」の通牒を発し、その「注意事項」で市町村立図書館の運営等について次のように指示を行なっている。

市町村には図書館が1館あることが「標準」であり、数館存在する所は「適当ニ統一」をすること。また中央図書館に「図書館ノ設置或イハ経営上ノ事項ニ関シテ」指導を受けることなどをあげ、とくに購入図書の選択については「発禁ヲ免レタルモノト雖モ其ノ限界線ニ近キモノハ之ヲ避ケ若

シ購入シタル時ハ特種書籍扱トナシ閲覧資格ヲ限定シ思想動揺期ニアル一般青少年ノ閲覧ニ供セザル様注意スベシ」とし、選択上の疑問が生じた時は「中央図書館ノ指導ヲ受クベシ」と指示をしている。

長野県学務部長による図書選定に関する通牒はこれより先の昭和7年6月9日に出されている。「思想問題ニ関スル図書ノ選定ニ関スル件」がそれで、31冊の図書を「学生生徒並ニ其ノ指導訓育ニ当ル者等ニ対シテ穩健中正ナル思想ノ涵養又ハ指導訓育上資スル所アリト認メラルル」として推薦している。

それらの図書は「其筋ヨリ」通知のあったもので、安岡正篤の著書「日本精神の研究」「東洋倫理概論」「王陽明研究」などのほか、藤井健次郎「マルキシズム批判」、オトマルシュパン「マルクス主義の解説及批判」などが見られる。

思想問題に関するこのような図書目録は、その後「随時通知スルコト」（前掲通牒）となり、各学校長、各青年訓練所主事、各図書館長あてに、「思想問題ニ関スル図書ノ選定ニ関スル件」として送付されている。

書庫の増築

昭和14年11月の商議員会で上田市立図書館の書庫増築工事が協議された。これは蔵書が3万2千冊を越え、既設の書庫が狭くなったため、増築案は木造2階建、延75坪、屋根瓦葺のものを約9500円で建築するという計画であった。

しかし上田市の財政では工事費の支出が困難であったため、市民の寄附金によって建築することとし次のような「市立図書館書庫増築趣意書」を関係方面に配布した。

「本市図書館は大正十二年五月開館以来拾有八年鋭意内容の充実と改善に留意し蔵書も目下参萬弐千余冊を算し御陰を以て一般市民と修業学徒の利用も日々に多きを加ふるの現状にして市民大衆智識の宝庫とし亦娯楽の文化殿堂として社会的に殊に一般市民に重要視されるに至れるは誠に御同慶の至りであります。凡そ我国公立図書館は現行機構として地方自治体の経営に係はるものであるため時局以来地方財政の行詰りから一般図書館の内容も従って貧弱であり大衆へも充分の満足を与へ

ることが出来ないのは誠に遺憾に存ずる次第であります。ところが今回市営図書館としては次に述べる如く此際緊急を要する事業として是非共書庫の増築を計らなければなりません。即ち三万余冊の図書はその大半は現在書庫以外の不安の個所に蔵する状態にあります。然るに一方本県は現在の処新築事業等は可成見合せ尚之が為め市債は容易に認可に至らずとの内意がありましたので数次に亘り当館の商議会に諮り善後策を講じました結果、結局当市内外篤志有力の方々にて御依頼して其の寄附によるの外に方途なしとの議決に達し之に基き茲に設計書に併せて右増築費に係る予算書を作成いたしました（後略）

この「趣意書」は建築委員長伊藤伝兵衛ほか委員17人の連名によって出されている。伊藤は当時の上田市長であり、委員のなかには井上柳梧（のちに市長）や市会議員、郷土史家などが見える。

寄附金は順調に集り、総工費10285円で、計画通りの書庫が昭和16年6月25日に完成した。寄附は、個人39名と事業所（長野電気上田営業所、上田同盟銀行、上田電鉄、鐘紡上田工場片倉上田出張所、上田瓦斯、上田共同書籍販売所など）によって行なわれている。

（5）

終戦と出版物の没収

終戦の年の昭和20年は9月頃から来館者がふえはじめ、11月6日は午後だけで100名近い市民に図書を貸出した。なお21年1月6日には300名が入館し、大正12年に開館してからの最高を記録している。

昭和21年9月2日、長野県教育民生部長は、地方事務所長、市町村長、学校長、公私立図書館長あてに次の通牒を發した。

○出版物没収について

図書館所蔵の宣伝出版物中、別記目録のものは没収されることになったから、左記の点を十分留意して、これにあてはまる宣伝出版物所有のむきは、速かに、所轄警察署と連絡の上、善処せられたい。

記

（1）図書館の範囲は、官公私立総てのものを含み、その経営規模の大小に拘はらないこと。

（2）同一の出版物が二部以上ある場合は、一部を残して、他は所轄警察署に提出すること。残された一部と、従来から一部のみのものとは、従来通り一般の閲覧に供しても差支ない。

軍国主義的な図書の没収についての指示であるが、閲覧に供することは許されており、ゆるやかな没収であった。

「没収出版物目録」には第1回から第6回分までとして119点があげられており、寛克彦「神ながらの道」（大正15年）が出版年において最も古く、昭和20年1月朝日新聞社が発行した、「戦争一本」が最も新しい。

上田市立図書館が所蔵していた図書では次のものが該当した。徳富猪一郎「宣戦の大詔謹解」（毎日新聞社）、平出英夫「勝抜く僕達」（同）、阿部嘉輔「海洋学読本」（同）、「陸軍少年飛行兵」（朝日新聞社）、「海洋少年飛行兵」（同）、桜井忠温「常勝陸軍」（新日本社）、文部省教学局編「臣民の道」、海軍人事局編「海軍志願兵読本」（興亜日本社）、菊地侃「日本の翼」（大成出版）。

追加指令で第13回（昭和22年3月）まで出版物の没収は続いたが、その後は学校、図書館等の蔵書については没収がされないことになった。

なお米国軍政部情報局の「厚意」により、昭和23年2月27日、旧婦人室（定員10名）にリーディンググループが開設された。

米国軍政部からは米国図書約300冊と雑誌10余種などが貸し付けられ、県内の市立図書館（5館）のリーディンググループと「連絡交換巡回閲覧」が許可された。なおこのルームは昭和27年にアメリカ文化センター（ACC）上田分室と改称された。

創立25周年をむかえる

昭和23年に上田市立図書館は創立25周年をむかえた。このとき発行された「上田市立図書館要覧」の中から、図書館の管理・運営に関する事項を抜すいする。

○閲覧案内

開館は毎日九時より、閉館は午後九時。但日曜日は午前九時より午後五時まで。

図書目録・閲覧室用図書目録として（1）和漢

書各科分類目録(2)和漢書書名目録(五十音別)
(3)著者名目録。他に特殊目録として寄贈図書目録, 特殊文庫目録, 新刊図書目録, 全国主要図書館目録あり。

閲覧定員・男子室 階下中等学生室50人。児童室50人。階上広間一般市民60人。リーディングルーム10人。

○館外帯出閲覧

図書館にて閲覧する余暇のなき人のために館外帯出の便あり御利用をお奨めす。

1, 館外帯出御希望の方は保証書1通に手数料金五十円(市外の方は金百円)を市金庫へ収めらるれば三ヶ月間は何冊でも閲覧自由。

1, 本館にて適当と認めたる方へ優待券を交付す利用なされて多数の御閲覧を望む。

児童閲覧・閲覧室の狭溢により毎日午後放課後初四年以上の児童のみの閲覧を許す。

巡回文庫・市内特殊の団体に限り1文庫(四十冊内外)を一定期間貸付す, 手続きは巡回文庫細則による。

○図書選択標準

- 1, 国体を明にし国民性の涵養に資するもの
- 2, 人格を高め智識を増進するもの
- 3, 学術技芸の研鑽に資するもの
- 4, 産業の発達を促すに必要なもの
- 5, 一般公衆の健全なる読書趣味を涵養するに適するもの
- 6, 自学自習の研究に適するもの
- 7, 日常生活に必須なる参考となるもの(特に婦人読物に於て)
- 8, 郷土研究に参考となるもの
- 9, 児童生徒読物として適当なるもの

此外各分科の専門代表の図書, 個人として容易に購入し得ざる図書はつとめて購入す。

○本館経営方針と一般閲覧者の読書傾向

開館以来内部の設備に留意し, 各方面に亘る内外古今の一般図書記録の類を蒐集保存して, 沿く公衆の閲覧に供し以て思想善導と自力経済更生の資料提供に力を注ぎ, 特に郷土史資料及産業方面の図書を蒐集せり, 尚ほ諸学校教育に恵まれざる

有為の青少年のために職業の知識を啓発し, 又各種の資格試験に応ずる独習参考書を選択して閲覧せしむ。開館二十五年後の今日, 蔵書の増加は逐年本館図書利用者を増し, 特に一昨年度より閲覧帯出券交付手数料の低減と, 申込手続の簡易を計れる為, 館外閲覧者数は頗る増加し目下四百余名なり。

館内閲覧者の65%は男女中高等学生にして各参考書を利用し, 他は一般市民と小学校児童の一部にして, 館外帯出は市内商工業者, 工場従業員家庭婦人多し。文学, 自然科学, 随筆, 経済郷土資料文献, 哲学の順に閲覧されつつあり。閲覧者数の最多は二月にして昨二十二年は一日平均, 212人の253冊。最少は四月の126人の, 149冊なり。

開館時間が午前9時から午後9時までの12時間と長く, 土曜, 日曜も開館しており, 市民の余暇時間を充分に考慮している。

しかし館外貸出は有料であり, しかも手続きは「簡易を計れる」も, 市金庫へ手数料を収め, 保証書を必要とするなど, まだまだ繁雑であった。また館外貸出を「図書館にて閲覧する余暇なき人のため」に行なうとしており, 館内での閲覧を中心に運営されている古い体質を残している。

図書選択標準が定められているが, 終戦後「国体を明」にする図書とは何を意味しているのか不明である。その他のいくつかの項目も抽象的であり「標準」としての具体性に欠け社会教育的視点もあいまいである。

経営方針を述べているなかに「思想善導と自力経済更生の資料提供に力を注」いできたとある。終戦後このような過去の実績を, あらためて表明する必要がなぜあったのか。「思想善導」の役割を果たしたことに対する自己批判は見られない。この「要覧」では, これからの経営方針を示さなくてはならないと思うのだが, それは行なわれていない。

この「要覧」は次のことがらも掲載している。

○開館後二十五年間に於ける蔵書冊数と閲覧利用者数概要

年度	蔵書冊数	閲覧人員 (延)	一日平均入館者	
			男	女
大正12	426	4,023	13	0
昭和2	11,237	42,846	112	14
〃 7	23,156	51,464	152	25
〃 13	30,022	50,988	144	31
〃 18	35,763	50,172	126	43
〃 21	39,565	63,897	129	88

○最近多く読まれた図書

(1)全集叢書

大百科辞典 藤村全集 ジイド全集 漱石全集 現代日本文学全集 世界文学全集 大思想エンサイクロペディア 菊地寛全集 シェクスピア全集

(2)哲学・教育・宗教

人生論ノート 善の研究 哲学ノート 読書と人生 辯證法唯物論 学生に与ふる書

(3)文芸

路傍の石 斜陽 播洲平野 二つの庭 愛と認識の出発 微笑 破戒 宮沢賢治名作選 上田敏詩集 枕草子新釈 赤と黒 風と共に去りぬ 悪の華 凱旋門 人形の家 愛と死の戯れ 愛情はふる星の如く

(4)美術・音楽

音楽通論 西洋音楽史 名曲詳解 西洋音楽講座 書道全集 美人画全集 絵画の美 運動大講座 野球

(5)歴史・地理・伝記

日本風俗史講座 米国の歴史 日本考古学 人文地理講義 日本・世界地理風俗大系 野口英世 ヘレンケラー エジソン伝 アダムスミス キュリー夫人伝

(6)法律・経済・統計

信毎年鑑 時事年鑑 朝日年鑑 長野県統計 経済学全集 日本経済史研究 日本経済諸問題 経済学史概論 新憲法概論 新憲法解説 六法全書

(7)社会・家庭・理科

労働法のはなし 社会主義のはなし 自由主義の擁護 マルクス資本論 日本服装史 食物辞典 衣服と其変遷 繊維の出来る迄 星

の研究 遺伝病学 ビタミン 遺伝学概論 種の起源

(8)工学

電気の知識 ラジオの原理と製作法 石炭水の発電 建築構造の知識 日本の民家 アルス電気講座 ラジオ技術教科書 電気機械 日本建築学

(9)交通・産業

林学講座 稲作改良と精説 土壌学通論 調味食品 丁抹の農業 最新商業簿記講義

(10)郷土文献

上田市史 小県郡史 信濃の地下資源

閲覧人員は終戦直後から大幅な増加を示し、女性の入館者が倍増しているのが注目される。これに対して男性はほとんど変化がない。

読まれた図書については各部門別の閲覧・貸出回数であるから、どの図書が最も多く読まれたかは明らかではない。しかし、どの分野においても質的に高い傾向を示すとともに、昭和23年頃の政治や思想的状況を反映する読書の様子がわかる。

図書館の運営が大きく変わるのは昭和25年4月30日に制定された図書館法によってである。この法律は教育基本法(22年)、社会教育法(24年)に続くもので、前記二法の精神にもとづいていることは言うまでもない。

図書館法は図書館奉仕について明確に規定するとともに公立図書館における無料公開の原則などを示している。

上田市立図書館が市民の図書館として活動を始めるのも図書館法以後であるが、それについては別に稿を改めたい。